

# 国立大学法人岩手大学役員会規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定  
令和 4 年 3 月 30 日 最終改正

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法第 11 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第 2 条 役員会は、次に掲げる事項について審議し、学長による最終決定の前に議決する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項
- 二 国立大学法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

## (組織)

第 3 条 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

## (招集)

第 4 条 役員会は、学長が招集し、主宰する。

## (会議)

第 5 条 役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 役員会の議事は、出席した役員 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

## (監事の出席)

第 6 条 役員会が必要と認めたときは、監事を役員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (役員以外の者の出席)

第 7 条 役員会が必要と認めたときは、役員以外の者を役員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

## (開催)

第 8 条 役員会は、必要に応じて開催する。

## (記録)

第 9 条 役員会は、議事について記録を作成する。

## (庶務)

第 10 条 役員会の庶務は、総務広報課において処理する。

## (雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、役員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。